

令和6年度事業（案）について

【取組方針】

成年年齢引下げを踏まえ、中学生・高校生をはじめとした若者への消費者教育の拡充に取り組むほか、被害の多発している特殊詐欺など、高齢者の被害・トラブルが後を絶たないことから、警察や地域関係機関と連携し、被害防止に取り組む。

【主な事業（案）】

(1)中学生向け消費者教育の拡充について

市内中学3年生へ消費生活に関する知識を庁内関係課（こども政策課、人権・男女共生課）事業と合わせて提供

(2)特殊詐欺被害防止対策機器（自動通話録音機）の無償貸与 90台（令和5年度より継続）

- ・65歳以上の市民を対象に特殊詐欺被害防止を図るため、対策機器を無償貸与（6年間：期間経過後、譲渡）
- ・市民の利便性の向上、福祉部門等との円滑な連携により、トラブルの迅速な解決を図る。

(3)消費者月間記念講演会の開催（継続）

消費者月間の取組として、ジャーナリストの多田 文明さんを招き、悪質商法による消費者トラブルに巻き込まれないための注意点などをテーマに講演会を開催

あわせて、特殊詐欺被害防止の注意喚起、消費生活センターの役割や消費者ホットライン188の周知

【期待される効果】

- (1)若年層への契約等消費生活知識や、消費生活センターの役割・機能を周知
 - (2)特殊詐欺被害の防止による市民の安全・安心の確保
- ※R6年度予算議決後、正式に実施が決定